



宮 地 第 1 2 号  
令和 2 年 3 月 2 5 日

社団法人全日本不動産協会宮崎県本部  
担当者 様

国土交通省大阪航空局宮崎空港事務所



空港周辺における航空法等に定める建造物等設置の制限について

空港周辺においては、航空機が安全に離着陸するため空港周辺の一定空間を障害物がない状態にしておく必要があるため、航空法第 49 条第 1 項において建造物、植物その他物件について、設置、植栽、又は留置することを禁止する制限を課した表面【制限表面】を設定しております。

また、宮崎空港には、無線により航空機の航行を援助するための無線施設【航空保安無線施設】が設置されております。これらの近傍に大型建造物や無線施設が設置されると、電波障害による性能低下を引き起こす可能性があり、性能が低下すると航空機の航行の安全性確保に重大な影響を及ぼしますので物件の設計段階において協力をお願いすることがあります。

つきましては、宮崎空港の本制限に関して貴会（又は貴組合）における周知協力を宜しくお願いいたします。

（問い合わせ）

宮崎空港事務所 地域調整官

TEL 0985-51-3223

[添付資料]

【制限表面】に関する資料

- ① 航空法第 49 条、第 56 条の 3 抜粋
- ② 高さ制限のお知らせとお願い（イラスト）
- ③ 空港制限表面区域図（宮崎空港事務所からのお知らせ）
- ④ 「空港周辺における建物等設置の制限」（パンフレット）
- ⑤ 大阪航空局 HP 関連ページ[リンク希望]

〔航空保安無線施設〕に関する資料

- ⑥ 電波障害物件の情報提供について（お願い）